

民間投資活性化等のための
中小企業・小規模事業者関係
税制改正の概要

平成25年10月
中小企業庁

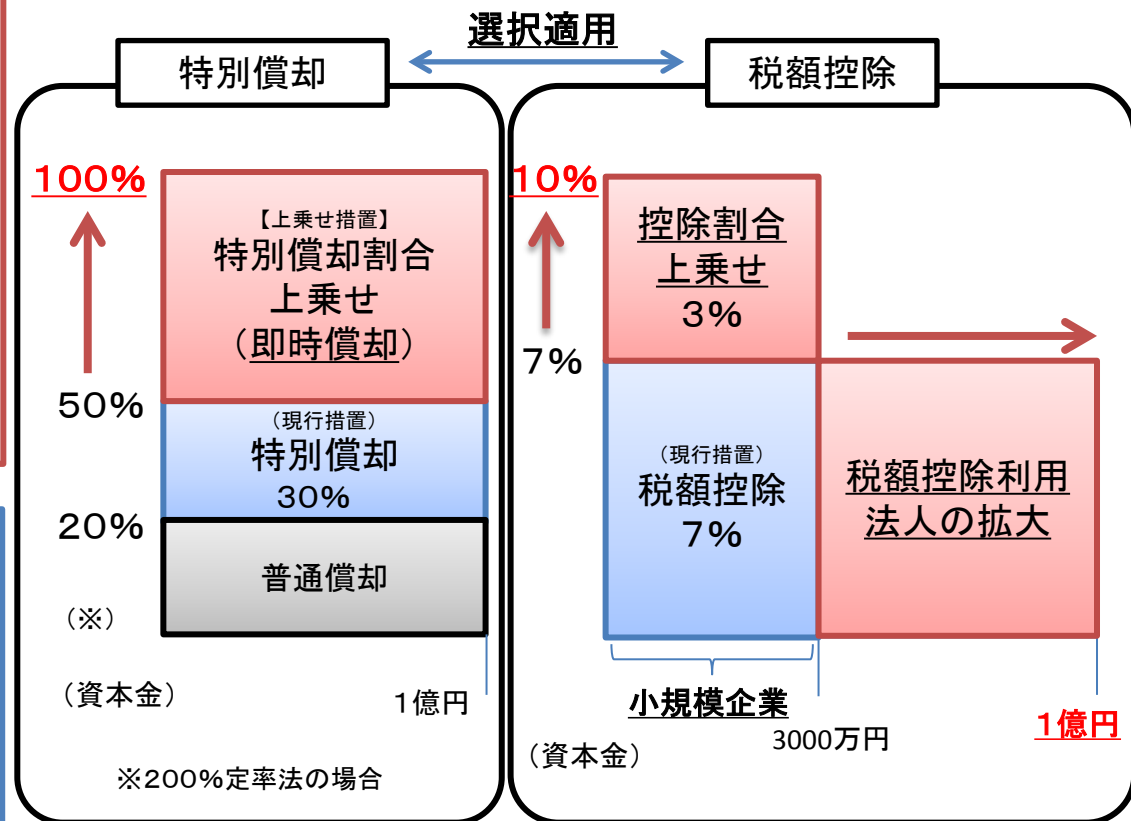
- 中小企業の生産性向上に向けた設備投資(ソフトウェア組込型装置を含む)を**即時償却**や税額控除で支援。
- 税額控除**を利用可能な法人を拡大(従来:資本金3,000万円まで→改正:**1億円まで**)。
- 資本金3000万円までの法人**に対して税額控除割合を上乗せ(従来:7%→改正:**10%**)

上乗せ措置の適用対象

- 旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備
 - ・**すべての機械装置**(ソフトウェア組込型装置は最新モデル・一代前モデル、それ以外の装置は最新モデル)
 - ・**サーバー、試験・測定機器**(最新モデルのみ)
 - ・**稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア**(最新モデルのみ。生産性向上要件なし。)
 →工業会等がメーカーから申請を受けて確認
- 投資収益率が5%以上となる投資計画に記載された設備(現行措置の対象設備(貨物自動車、内航船舶を除く。))に限る。生産性向上・最新モデル要件なし
 - 申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士等がチェックし、経産局が確認。

上乗せ措置(3年間の措置として創設)

※ 上乗せ措置は産業競争力強化法(案)の施行日から適用。



現行措置(3年間の延長)

現行措置

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	電子計算機(複数台計120万円以上) デジタル複合機(1台120万円以上) 試験又は測定機器(複数台計120万円以上)
	工具	測定工具及び検査工具(複数台計120万円以上)
	ソフトウェア	複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%

(参考) 中小企業投資促進税制拡充の効果

事例① 製造業(資本金8000万円)

【NC工作機械】



手動型の旋盤に比べて、単位時間当たり生産量が20倍から30倍に。

2000万円で購入

現行措置

○30%の特別償却しか選択できない。(初年度の納税額が、約140万円分減少)



7%税額控除が選択可能に
 ※このケースでは、最大で140万円の法人税の**免除**

事例② パン屋(個人事業主)

【縦型ミキサー(パン生地を作る)】



手動型と比べて、処理能力が約5倍に。品目に応じた自動プログラムで省力化。

300万円で購入

(税額控除を選択)
 ○7%の税額控除 (21万円分、納税額を免除)。



税額控除割合が10%に増加
 ※このケースでは、最大で30万円の所得税の**免除**(現行措置に比べて、さらに、9万円分、納税額が減少)

事例③ 物流業(資本金2000万円)

【ERPソフトウェア】

※稼働状況の情報収集・分析・指示ソフト



自動倉庫と連動して、入荷から出荷までの庫内作業を効率化。

200万円で購入

(特別償却を選択)
 ○30%の特別償却 (初年度の納税額が、約14万円分減少)



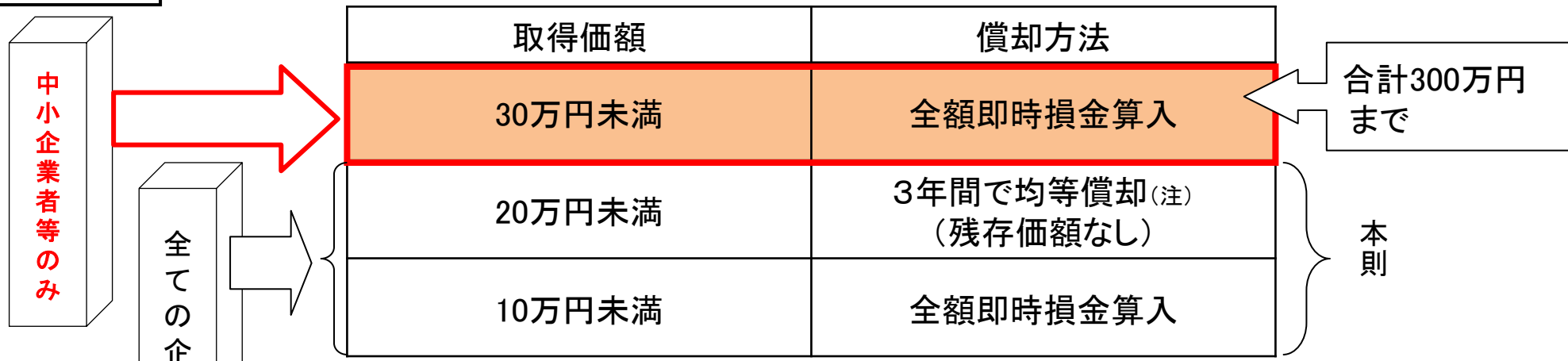
即時償却(全額損金算入)に
 ※現行措置に比べて、追加で、23万円分(合計37万円)、初年度の納税額が減少)

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

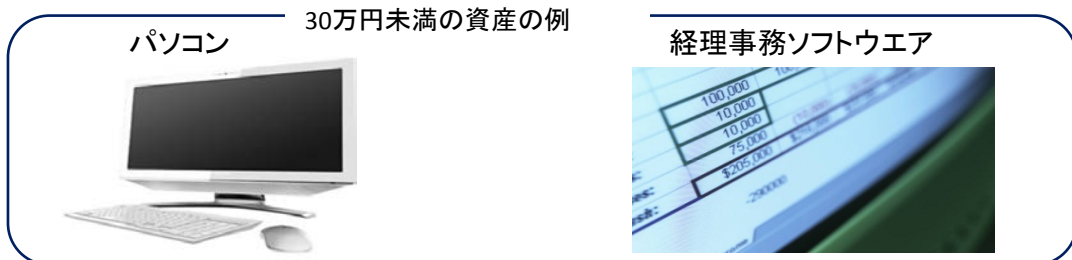
(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(少額特例)は、取得価額30万円未満の全ての減価償却資産(建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等)を対象に、全額即時損金算入を認める措置。年間約43万社もの中小企業が利用。
- 中小企業におけるパソコン、経理事務ソフトウェアなど少額減価償却資産の投資の促進等を図るため、平成25年度末とされていた適用期限を2年間延長。(WindowsXPのサポート期限が切れることに伴う中小企業のパソコン、ソフトウェア等の入替えニーズにも対応)。

措置の内容



(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。



(合計300万円まで)
全額即時損金算入

3. 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、**即時償却**又は**5%税額控除**という、異次元の優遇措置で支援。
- 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする**非製造業**も活用可能。
- 法律上の**計画認定を要しない**簡便な手続き。産業競争力強化法(案)の施行日から**前倒し適用**。
 ⇒本税制等の措置を活用し、今後3年間で、設備投資を、リーマンショック前の年間70兆円に回復させる。

対象設備

A. 先端設備

- 旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル

＜対象＞

- ◆機械・装置(限定なし)

- ◆器具・備品

(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー(※)など)

- ◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、

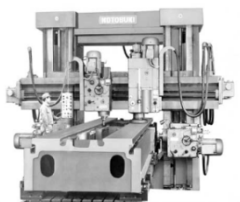
- ◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(※)

※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

- ◆工具(ロール)

＜確認方法＞

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認



B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

- 事業者が通常作成する設備投資計画上の**投資収益率が15%以上**

(中小企業は5%以上)

※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

＜対象＞機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物

＜確認方法＞申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。



税制措置

(注)産業競争力強化法(案)の施行日から適用

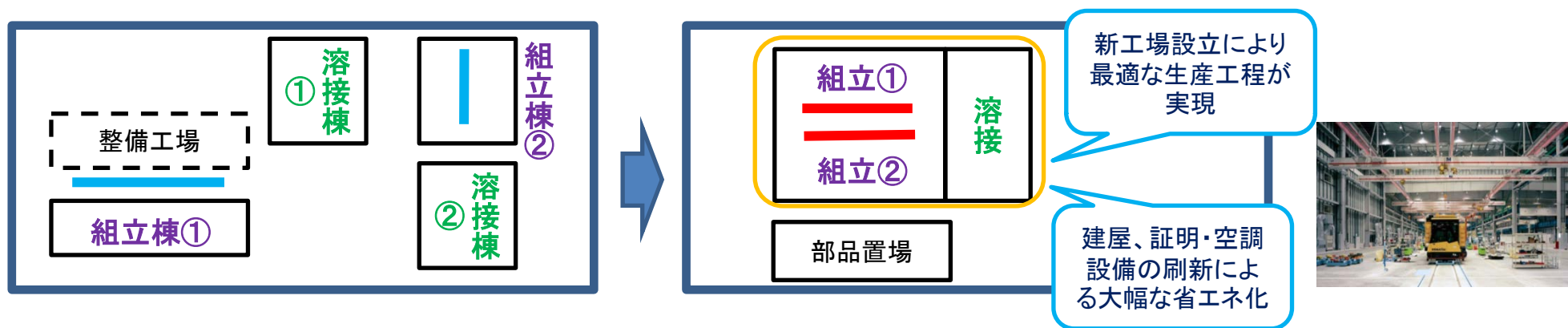
	H25 年度中 (注)	H26 年度	H27 年度	H28 年度
特別償却	即時	即時	即時	50% 特償
(うち建物、構築物)	即時	即時	即時	25% 特償
税額控除	5%	5%	5%	4%
(うち建物、構築物)	3%	3%	3%	2%

※ 産業競争力強化法(案)の省令において対象設備の基準を定める。同法に基づく実行計画において達成すべき生産性・エネルギー効率の向上目標を明示。

(参考)活用事例のイメージ

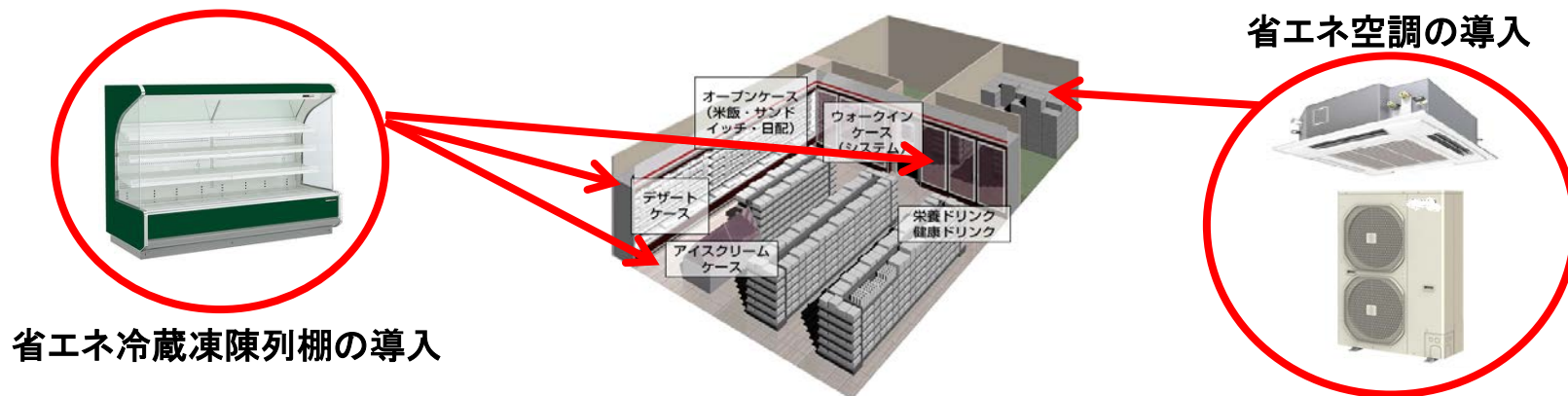
1. 生産ラインの刷新・改善

- 製造業Aでは、従来異なる工場で溶接、組立を行っていたが、高気密・高断熱の新工場を設立し、生産ラインを集約。
- 生産ラインを集約化したことによる物流効率化や新型機械の導入により生産効率が20%以上、新工場の省エネ化(建屋の他、照明・空調設備も刷新)によりエネルギー効率60%以上向上。



2. 小売業における省エネ設備の導入

- 小売業B社では、店舗における空調・冷蔵陳列棚を一斉に省エネ設備に入れ替えることで、年間電力使用量を、10%以上削減。



4. 研究開発税制の拡充・延長 (法人税・所得税・法人住民税)

○「研究開発費をGDP比で世界一位に復活」すべく、研究開発税制（増加型）について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。

上乗せ措置を3年間延長

増加型の拡充

<控除上限>

法人税額の10%

【高水準型】

税額控除額 =
売上高の10%を超える
試験研究費の額
× 控除率 (※)



【増加型】

現行制度
税額控除額 =
試験研究費の
増加額 × **5%**

※ (試験研究費割合-10%) × 0.2

+

+

法人税額の20%
※25年度改正で、
30%に拡充
(26年度末まで)

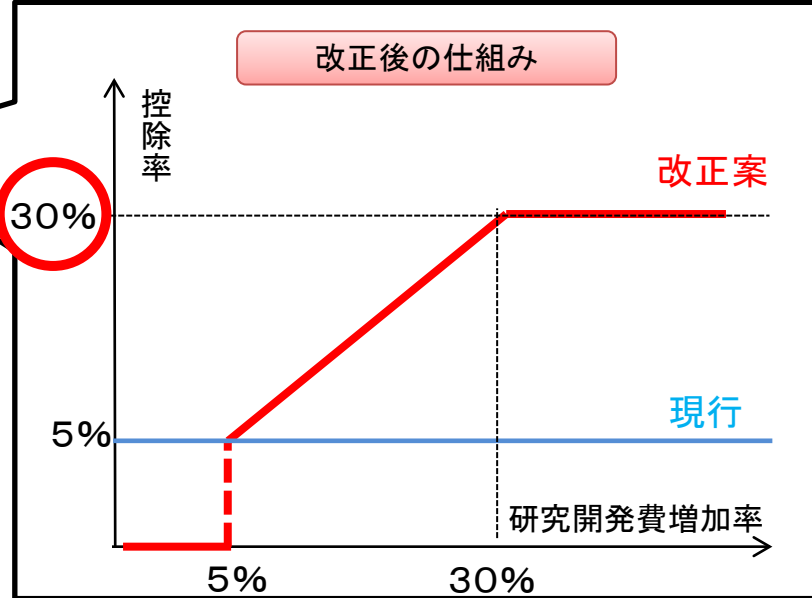
【総額型】

控除額 = 試験研究費の総額 × **8~10%**

中小企業・特別試験研究費（共同研究等）は、一律**12%**

[控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能]

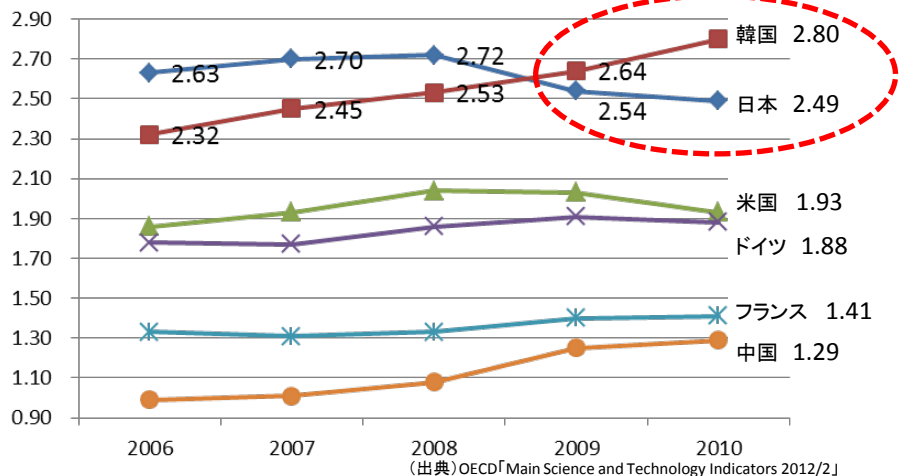
本体
(恒久措置)



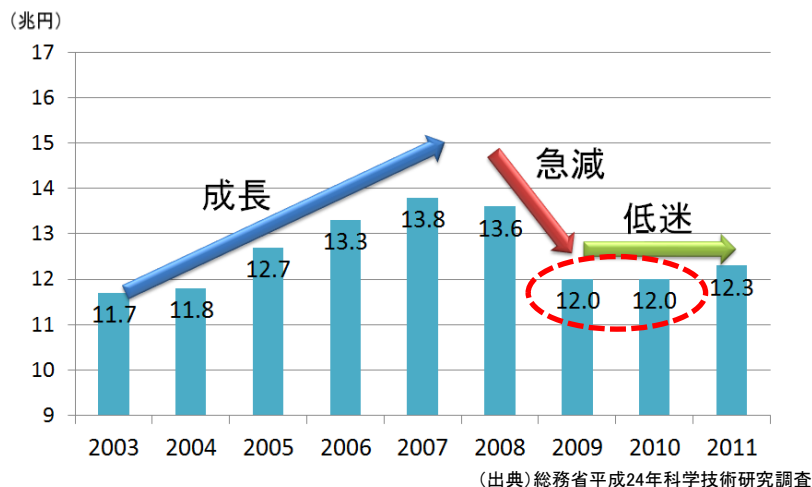
(参考) 研究開発税制拡充の効果

- 我が国は、リーマンショック後、民間研究開発投資額が減少し、その後も低迷。このため、09年に対GDP研究開発投資比率で韓国に抜かれる。
- 今回の拡充により、研究開発費を大きく増加させる企業については、現行制度に比べ大幅にインセンティブが増加することになる。

【民間の対GDP研究開発投資比率の推移】



【我が国の研究開発投資の推移】



【現行制度と拡充案における控除額の比較】

- 企業A社が、(1)試験研究費(100億円)を維持させた場合、(2)現行制度で前年より30%増加(100億円→130億円)させた場合、(3)拡充案で30%増加させた場合を比較。

(単位: 億円)

	(1)試験研究費維持	(2)30%増加(現行)	(3)30%増加(拡充案)
増加型上乘措置	0	1.5	9
総額型(10%)	10	13	13
控除額合計	10	14.5	22

2.2倍(12億円※)増加

※増加額30億円の40%

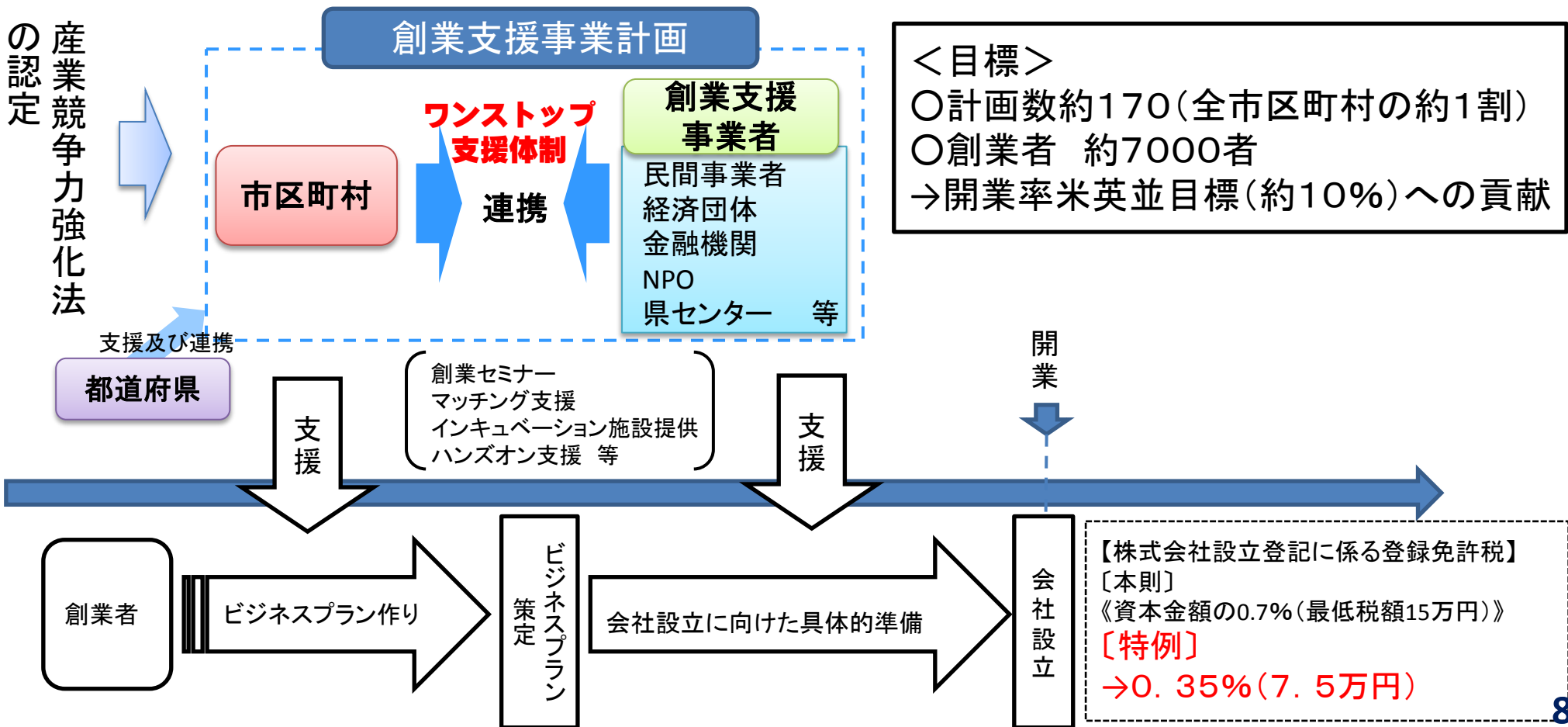
- 現行制度の控除額に比して、拡充案は、**上乘措置は6倍、控除額合計(総額型+増加型)でも約1.5倍に増加。**
- 試験研究費維持時と比して、**2.2倍の控除額(増加額30億円の40%分(12億円)の控除額が増加)。**

(注) 控除額が控除上限を超えないケースを想定

○日本再興戦略における「開業率米英並み(約10%)」目標実現(現在4.5%)に向け、国・地方自治体・民間の連携による創業希望者の掘起こし・支援のため、創業者に身近な市区町村を中心とした、経営ノウハウ提供・資金調達支援などのワンストップ支援スキームを創設(創業支援事業計画)。

○創業支援事業計画の認定を受けた市区町村内において、当該市区町村等による一定の支援を受けた創業者が、株式会社の設立の登記を行う際にかかる登録免許税を半減する措置を創設。

【市区町村における創業支援の流れ】

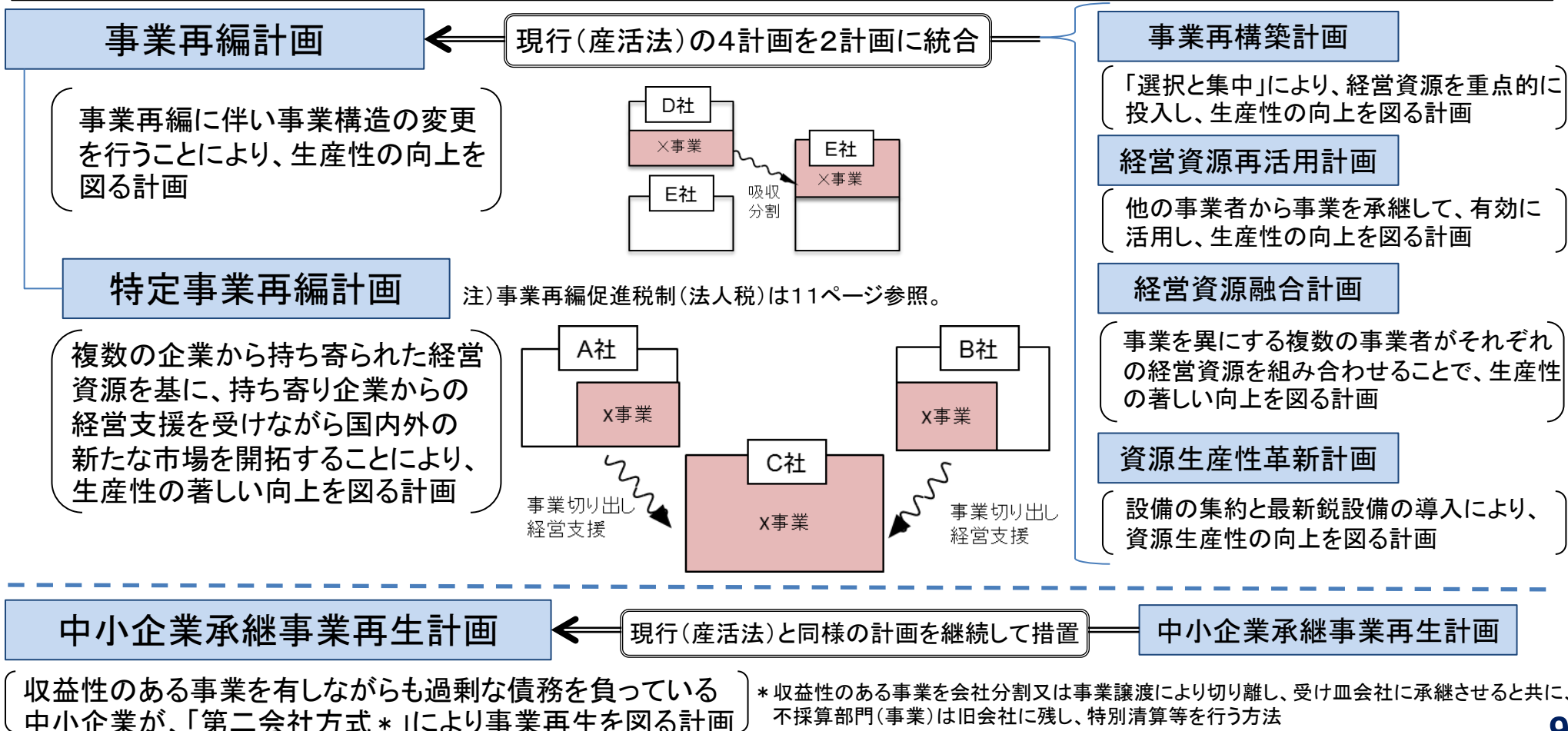


○産業競争力強化法(案)の認定を受けて、事業再編や中小企業の事業再生を行う場合、会社の設立・不動産の取得等について、現行制度と同等に登録免許税の負担を軽減する。

(例)会社設立又は増資の場合、資本金額の0.7%→0.35%
 会社分割による不動産の所有権の移転登記 2.0%→0.4%

(注)産業競争力強化法(案)の施行の日から適用。平成27年度末までの措置。

(注)併せて、産業競争力強化法(案)において、中小機構の債務保証等の金融支援や、会社法の特例措置等の支援措置も講ずる。



7. 所得拡大促進税制の見直し・拡充 (法人税・所得税・法人住民税)

- 給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度。(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)
- 本税制を、企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援する観点から、その要件を緩和するとともに、適用期限を2年間延長する(平成29年度末まで)。

現行制度 【創設年度：平成25年度】

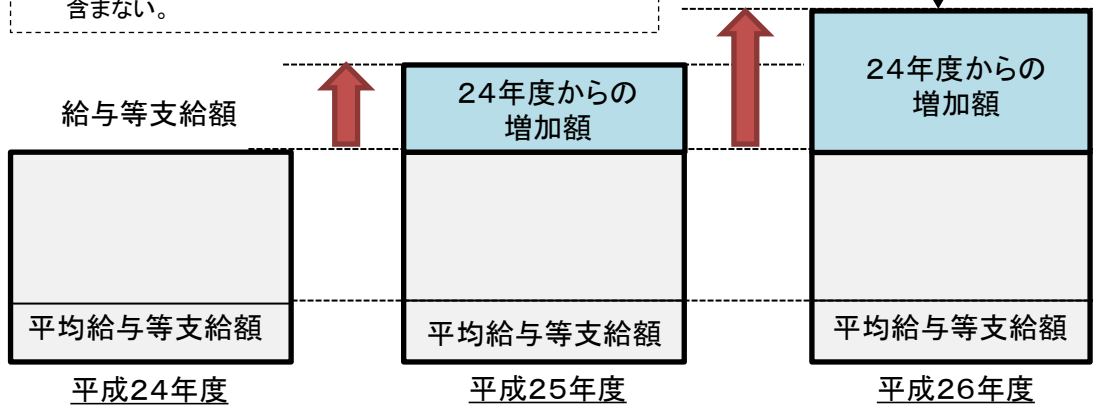
具体的な見直し内容

- 【要件①】給与等支給額の総額：24年度から5%以上増加
- 【要件②】給与等支給額の総額：前の事業年度以上

【見直し内容】
総額「5%」増加要件を、以下のとおり改めるとともに、適用期限を2年間延長する(平成29年度末まで)

<給与等支給額>
 ▶ 算定の基準となるのは、国内の雇用者への支払給与。役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含む。
 ▶ 通常の賃金のほか、残業手当・賞与を含む。退職手当は含まない。

10%の税額控除
(法人税額の10% (中小企業等は20%)を限度)



	H25(注)	H26	H27	H28	H29
現行	5%	5%	5%	—	—
改正案	2%	2%	3%	5%	5%

2年間延長

(注) 平成25年度当初にさかのぼって適用。
(既に決算を終えている企業については、平成26年度に税額控除額を上乗せ。)

【要件③】給与等支給額の平均：前の事業年度以上

【見直し内容】
 ○ 高齢者の退職と若年者の採用による平均給与減少といった事情を考慮するため、給与等支給額「平均」の比較対象を、「継続雇用者に対する給与等」に見直す。(=退職者・再雇用者・新卒採用者を除いて比較する)
 ※また、「前の事業年度以上」を「前の事業年度を上回る」に変更。